平成26年3月6日本部訓令第5号

警察本部 警察学校 各警察署

改正

平成28年3月本部訓令第8号 平成29年3月本部訓令第6号 令和2年3月30日本部訓令第12号 令和3年3月29日本部訓令第17号 令和5年3月31日本部訓令第14号 令和6年3月29日本部訓令第9号

青森県警察公文書管理規程を次のように定める。

青森県警察公文書管理規程

青森県警察文書管理規程(平成11年12月青森県警察本部訓令第20号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 行政文書の管理体制(第4条—第9条)
- 第3章 行政文書の管理(第10条—第20条)
- 第4章 特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄(第21条—第25条)
- 第5章 秘密文書の管理(第26条—第35条)
- 第6章 雑則 (第36条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。 以下「情報公開条例」という。)の適正かつ円滑な運用に資するとともに、行政が適正かつ効率的 に運営されるようにするため、行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の適正な保存、 利用その他の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 行政文書 情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書(特定歴史公文書を除く。)をい う。
 - (2) 歴史公文書 歴史資料として重要な行政文書その他の文書(図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)をいう。
 - (3) 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 公文書センター(青森県行政組織規則(昭和36年2月青森県規則第18号)第28条第4項第1 号に規定する公文書センターをいう。以下同じ。)に移管されたもの及び特定保存しているもの
 - ロ 法人その他の団体又は個人から公文書センター又は文書管理者に寄贈され、又は寄託された もの(イに掲げるものを除く。)
 - (4) 特定保存 副総括文書管理者において歴史公文書を保存することをいう。
 - (5) 秘密文書 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、この規程並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の適正な保存、利用その他の管理を行わなければならない。

第2章 行政文書の管理体制

(管理体制)

- 第4条 行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の適正な保存、利用その他の管理を行う ため、次に掲げる者を置く。
 - (1) 総括文書管理者
 - (2) 副総括文書管理者
 - (3) 文書管理者
 - (4) 文書管理担当者
 - (5) 文書管理補助者

(総括文書管理者)

- 第5条 総括文書管理者は、警務部長をもって充てる。
- 2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿並びに特定歴史公文書の目録の整備に関すること。
 - (2) 行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の保存、利用その他の管理に関する研修 に関すること。
 - (3) 行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の保存、利用その他の管理に関する情報 公開条例第2条第1号に規定する実施機関(警察本部長(以下「本部長」という。)を除く。) との調整に関すること。
 - (4) 行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の適正な保存、利用その他の管理に関する事務の総括に関すること。

(副総括文書管理者)

- 第6条 副総括文書管理者は、警務部総務課長をもって充てる。
- 2 副総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 総括文書管理者の行う事務を補佐すること。
 - (2) 特定保存に関すること。
 - (3) 特定歴史公文書の点検、管理及びその状況の報告に関すること。

(文書管理者)

- 第7条 文書管理者は、所属長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、その所掌事務に関する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書の保存に関すること。
 - (2) 保存期間が満了したときの措置に関すること。
 - (3) 行政文書ファイル管理簿への記載に関すること。
 - (4) 行政文書ファイルの移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)に関すること。
 - (5) 歴史公文書の保存及び移管に関すること。
 - (6) 特定歴史公文書の目録への記載に関すること。
 - (7) 特定歴史公文書の利用及び廃棄に関すること。
 - (8) 行政文書ファイルの点検、管理及びその状況の報告に関すること。
 - (9) 行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の保存、利用その他の管理に関する職員 の指導に関すること。

(文書管理担当者)

- 第8条 文書管理担当者は、次長等(次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長をいう。)をもって 充てる。
- 2 文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理補助者)

- 第9条 文書管理補助者は、警察本部の所属の課長補佐、隊長補佐、校長補佐、科長及び主幹並びに 警察署の課長をもって充てる。
- 2 文書管理補助者は、文書管理担当者を補助するものとする。

第3章 行政文書の管理

(行政文書の作成義務)

第10条 職員は、第1条の目的の達成に資するため、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績 を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除 き、行政文書を作成しなければならない。

(様式等の反復利用)

第11条 総括文書管理者は、行政文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料その他の情報については、青森県警察ワイドエリアネットワークシステムを活用するなどし、職員の利用に供するものとする。

(保存期間の設定等)

- 第12条 職員が、行政文書を作成・取得したときは、当該行政文書について、性質、内容その他の特性に応じて系統的な分類をするとともに、次に掲げるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
 - (1) 保存期間については、次によること。
 - イ 法律、条例、規則その他の法令により保存期間の定めがある行政文書にあっては、当該保存期間とすること。
 - ロ イの規定に当たらない行政文書にあっては、別表に基づき定める「行政文書分類基準表」の 保存期間とすること。
 - ハ イ及びロに規定するもののほか、歴史公文書に該当する行政文書は、1年以上の保存期間と すること。
 - (2) 保存期間の満了する日については、次によること。
 - イ 保存期間の起算日は、行政文書を作成・取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の 属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を保存期間の起算日とすることが行政文書の適 切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、文書作成取得日から1年以内の日で 当該文書管理者が定める日)とすること。
 - ロ 文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書にあっては、保存期間の満了する日を設定することを要しない。
- 2 能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)は、一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、行政文書ファイルについて、性質、内容その他の特性に応じて系統的な分類をし、行政文書分類基準表に定める行政文書ファイル名を付するとともに、次に掲げるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
 - (1) 保存期間については、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間によること。
 - (2) 保存期間の満了する日については、次によること。
 - イ 保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を保存期間の起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、ファイル作成日から1年以内の日で当該文書管理者が定める日)とすること。
 - ロ 文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書がまとめられた行政 文書ファイルにあっては、保存期間の満了する日を設定することを要しない。
- 4 文書管理者は、次の各号に掲げる行政文書及び行政文書ファイルについては、第1項及び前項の 規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を当該各号に定める日まで延長しなければ ならない。
 - (1) 現に監査、検査その他の調査の対象になっている行政文書及び行政文書ファイルにあっては、 当該監査、検査その他の調査が終了する日
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる行政文書及び行政文書ファイルにあっては、当該訴訟が終結する日
 - (3) 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされる行政文書及び行政文書ファイルにあっては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過する日

- (4) 情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求があった行政文書及び行政文書ファイルにあっては、当該開示請求に係る情報公開条例第11条第1項又は第2項に規定する決定の日の翌日から起算して1年を経過する日
- (5) 事務又は事業の処理のために必要とされる行政文書及び行政文書ファイルにあっては、その 必要とされる期間が経過する日

(保存期間延長の報告)

- 第13条 文書管理者は、前条第4項の規定により行政文書及び行政文書ファイルの保存期間及び保存期間の満了する日を延長するときは、次に掲げる事項を総括文書管理者に報告しなければならない。
 - (1) 行政文書及び行政文書ファイルの作成年度、分類及び名称
 - (2) 延長後の保存期間及び保存期間の満了する日
 - (3) 延長の理由

(保存期間が満了したときの措置)

- 第14条 文書管理者は、行政文書ファイルについて、保存期間の満了する日の前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、公文書センターへの移管の措置、特定保存の措置又は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。この場合において、文書管理者は、行政文書ファイルの管理を適切に行うため必要があると認めるときは、当該措置を変更することができる。(文書分類の基準)
- 第15条 第12条第1項の規定による行政文書の分類及び同条第3項の規定による行政文書ファイルの 分類は、行政文書分類基準表により行わなければならない。
- 2 行政文書及び行政文書ファイルを分類したときは、行政文書分類基準表による分類記号、保存期間及び保存期間の満了する日を当該行政文書又は行政文書ファイルの所定の欄又は余白に表示しなければならない。

(行政文書ファイルの保存)

第16条 行政文書ファイルは、当該行政文書ファイルの保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了する日までの間、適切な保存及び利用を確保するために適切な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

- 第17条 文書管理者は、行政文書ファイルの管理を適切に行うため、少なくとも毎年度1回、次に掲げる事項(不開示情報(情報公開条例第7条第1項に規定する不開示情報をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)を行政文書ファイル管理簿(様式第1号)に記載し、その写しを副総括文書管理者に送付しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイルについては、この限りでない。
 - (1) 行政文書ファイルの分類、名称及びファイル作成日の属する年度
 - (2) 行政文書ファイルの保存期間及び保存期間の満了する日
 - (3) 行政文書ファイルの保存期間が満了したときの措置
 - (4) 行政文書ファイルの保存場所及び文書管理者
 - (5) 行政文書ファイルの記録媒体
 - (6) その他文書管理者が必要と認める事項
- 2 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿について、警察本部の情報公開窓口に備え、一般の 閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイルについて、公文書センターに移管し、特定保存をし、又は廃棄したときは、行政文書ファイル管理簿の当該行政文書ファイルに関する記載を削除するとともに、その名称、公文書センターに移管し、特定保存をし、又は廃棄した日等について、移管・廃棄簿(様式第2号)に記載し、その写しを副総括文書管理者に送付しなければならない。
- 4 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイルについて、第12条第4項の規定により、保存期間の満了する日を延長したときは、行政文書ファイル管理簿の当該行政文書の保存期間満了日を変更しなければならない。

(移管又は廃棄)

- 第18条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイルについて、公文書センターに移管し、特定保存をし、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイルを廃棄するときは、その日の60日前までに、 その旨を総括文書管理者に報告しなければならない。この場合において、総括文書管理者は、当該 報告に係る行政文書ファイルの廃棄に係る日の50日前までに、その旨を青森県知事(以下「知事」 という。)に通知しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、前項後段の規定により通知した行政文書ファイルの廃棄について、知事から 廃棄の措置を取らないよう求めがあったときは、当該行政文書ファイルの文書管理者に対し、その 旨を指示しなければならない。この場合において、当該指示を受けた文書管理者は、当該行政文書 ファイルについて、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は第14条後段の規定に より廃棄の措置を変更しなければならない。
- 4 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイルを廃棄するときは、当該行政文書ファイルにまとめられた行政文書に不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないよう適切な措置を講じなければならない。

(管理状況の報告)

第19条 文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、 毎年度、総括文書管理者に報告しなければならない。この場合において、総括文書管理者は、当該 報告を取りまとめ、知事に通知しなければならない。

(紛失及び誤廃棄への対応)

- 第20条 文書管理者は、行政文書ファイルの紛失又は誤廃棄が明らかとなったときは、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止のために必要な措置を 講じなければならない。

第4章 特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄

(保存)

- 第21条 副総括文書管理者は、特定歴史公文書について、第24条第1項の規定により、廃棄されるまでの間、保存しなければならない。
- 2 副総括文書管理者は、特定歴史公文書について、適切な保存及び利用を確保するため、適切な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。この場合において、副総括文書管理者は、適切な保存を確保するため必要と認めるときは、当該文書管理者と協議の上、総括文書管理者を経由して、当該特定歴史公文書の保存を公文書センターの長に委託することができる。
- 3 文書管理者は、特定歴史公文書の保存を公文書センターの長に委託したときは、目録(様式第3号)の当該歴史公文書に関する保存場所の記載を変更するとともに、委託した日を記載し、その写しを副総括文書管理者に送付しなければならない。

(目録)

第22条 文書管理者は、特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するため、次に掲げる事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した目録を作成し、その写しを副総括文書管理者に送付しなければならない。

なお、目録の記載事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 特定歴史公文書の作成・取得年度、分類及び名称
- (2) 特定歴史公文書の移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- (3) 特定歴史公文書の移管若しくは寄贈若しくは寄託を受けた時期又は特定保存を開始した時期
- (4) 特定歴史公文書の保存場所及び管理者
- (5) 特定歴史公文書の記録媒体の種別
- (6) その他参考事項
- 2 総括文書管理者は、前項の目録について、警察本部の情報公開窓口に備え、一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

(利用)

第23条 特定歴史公文書の利用については、情報公開条例並びに個人情報の保護に関する法律(平成

15年法律第57号)及び青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)の定めるところによる。

(廃棄)

- 第24条 副総括文書管理者は、特定歴史公文書について、劣化が著しく判読及び修復が困難なため利用できなくなり、又は歴史資料として重要でなくなったと認める場合は、当該文書管理者と協議の上、当該特定歴史公文書を廃棄することができる。
- 2 副総括文書管理者は、前項の規定により、特定歴史公文書を廃棄しようとするときは、その日の 60日前までに、その旨を総括文書管理者に報告しなければならない。この場合において、総括文書 管理者は、当該報告に係る特定歴史公文書の廃棄に係る日の50日前までに、その旨を知事に通知し なければならない。
- 3 前項前段に規定する場合において、副総括文書管理者は、当該文書を廃棄しようとする日の50日前までに、その旨及び第22条第1項各号に掲げる事項(不開示情報に該当するものを除く。)を公表しなければならない。
- 4 文書管理者は、特定歴史公文書を廃棄したときは、目録に廃棄した日及びその理由を記載し、そ の写しを副総括文書管理者に送付しなければならない。

(保存、利用及び廃棄の状況の報告)

第25条 副総括文書管理者は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄の状況について、毎年度、総括 文書管理者に報告しなければならない。この場合において、総括文書管理者は、当該報告を取りま とめ、知事に通知しなければならない。

第5章 秘密文書の管理

(秘密文書管理責任者)

- 第26条 各所属に秘密文書管理責任者を置き、所属長をもって充てる。
- 2 秘密文書管理責任者は、所属における秘密文書の管理の責に任ずる。

(秘密文書管理担当者)

- 第27条 各所属に秘密文書管理担当者を置き、次長等をもって充てる。
- 2 秘密文書管理担当者は、秘密文書管理責任者の命を受け、秘密文書管理責任者の管理する秘密文書についてこの規程の定めるところによる管理が確保されるため必要な事務を行うものとする。

(秘密文書の区分)

- 第28条 秘密文書の種類は、次の各号に掲げる秘密の程度に応じ、極秘文書及び秘文書とする。
 - (1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれの情報を含む行政文書
 - (2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

(秘密文書の指定等)

- 第29条 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者 (以下「指定権者」という。)が行う。
 - (1) 極秘文書 本部長
 - (2) 秘文書 警察本部の部長(総務室長を含む。)及び所属長
- 2 秘密文書の指定は、必要最小限にとどめるものとし、秘密保全の必要に応じ、適正に行わなければならない。
- 3 指定権者は、秘密文書の指定に際し、当該秘密文書を秘密にしておく期間(以下「秘密期間」と いう。)を定めなければならない。ただし、秘密文書の秘密期間は、5年を超えない範囲内の期間 とする。
- 4 秘密期間の起算日は、秘密文書を指定した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、 秘密文書を指定した日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが秘密文書 の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 指定権者は、秘密文書の秘密期間が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理 を要すると認めるときは、期間を定めて、その期間を延長するものとする。ただし、期間の延長は、 5年を超えない範囲内の期間とする。
- 6 第2項及び前項に基づく秘密期間の定めは、当該行政文書の保存期間を超えてはならない。

- 7 秘密文書の指定は、秘密期間の満了により解除されるものとする。
- 8 秘密文書の内容が秘密を要しなくなったとき、指定権者は、速やかに当該秘密文書の指定を解除 するものとする。
- 9 指定権者は、秘密文書の指定を行うに際し、必要があると認めるときは、当該秘密文書を処理することができる者の範囲その他その取扱いの細目について指示するものとする。

(秘密文書管理簿)

- 第30条 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊(以下「秘密文書管理簿」という。) において 管理するものとする。
- 2 秘密文書管理簿は各課に備えるものとする。
- 3 秘密文書管理簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

(秘密文書の表示)

第31条 秘密文書には、秘密文書の区分に応じ、「極秘」又は「秘」の文字を付することにより、秘密文書であることの表示をするものとする。

(秘密文書の管理状況の報告)

- 第32条 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、本部長に報告するものとする。 (他の行政機関への秘密文書の提供)
- 第33条 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供 先の行政機関と協議した上で行うものとする。

(秘密文書管理の細則)

第34条 秘密文書の管理に関する細目的事項は、別に定めるものとする。

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第35条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規程で定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令(平成27年2月青森県警察本部訓令第5号)に基づき管理するものとする。

第6章 雑則

(研修)

第36条 副総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の取扱い及び適正な管理並びに歴史公文書の保存、利用その他の管理のために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟に関する書類及び押収物の取扱い)

第37条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類及び押収物は、この規程を 適用しない。

(他法令との関係)

第38条 行政文書その他の文書の取扱いについて、法律、条例、規則その他の法令に特別の定めがある場合は、当該法令の定めるところによる。

(細則)

第39条 この規程の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第3章の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に作成し、又は取得した 行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例に よる。
- 3 この訓令の施行の際現に保有している行政文書については、第3章の規定の例によって取り扱うよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により、公文書センターに移管され、又は特定保存がされた行政文書は、特定歴史公

文書とみなす。

附 則(平成28年本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、第1条の改正規定による改正前の青森県警察秘密文書取扱規程の規定に基づき指定された秘密文書については、第2条の改正規定による改正後の青森県警察公文書管理規程 (以下「改正後の管理規程」という。)の規定に基づき指定された秘密文書とみなし、令和3年3 月31日までの間に秘密期間の定めその他の改正後の管理規程に定められた措置を講ずるものとする。

附 則 (令和3年3月29日本部訓令第17号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月31日本部訓令第14号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

保存期間の基準

保存期間	行政文書	保存期間満了後の 措置
30年	1 法令、条例、規則、規程及びこれに関連するもの	移管、特定保存
	2 議会に提出する議案又は報告及びその経緯に関するもの	又は廃棄
	3 身分、進退及び会計に関する文書のうち重要なもの	
	4 常時継続して活用する文書のうち重要なもの	
	5 行政文書ファイルの移管、特定保存又は廃棄の状況が記録	
	されたもの	
	6 その他30年保存を必要と認める文書	
10年	1 組織、定員又は職員の人事に関するもの	同上
	2 複数の行政機関等による申合せ又は他の行政機関等に対	
	して示す基準の設定及びその経緯に関するもの	
	3 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯に関するも	
	o	
	4 告示、公告訓令又は通達に関するもの	
	5 予算又は決算に関するもの	
	6 栄典、表彰等に関するもの	
	7 地方独立行政法人に関するもの	
	8 各種統計に関する文書のうち10年保存を必要と認めるも	
	Ø.	
	9 30年文書に準ずる文書で30年保存の必要がないもの	
	10 その他10年保存を必要と認める文書	

5年	1 例規的な性質をもたない通達のうち5年保存を必要と認める文書	同上
	2 建議又は陳情に関する文書のうち5年保存を必要と認めるもの	
	3 10年文書に準ずる文書で10年保存の必要がないもの	
	4 文書の管理を行うための帳簿	
	5 その他5年保存を必要と認める文書	
3年	1 各種会議資料のうち3年保存を必要と認める文書	同上
	2 報告、復命、調査又は回答に関する文書のうち3年保存を	
	必要と認める文書	
	3 5年文書に準ずる文書で5年保存の必要がないもの	
	4 その他3年保存を必要と認める文書	
1年	1 短期的に施行を必要とする文書	同上
	2 日誌、日報及びこれに類する文書	
	3 定型的な事項の事務処理に関する文書	
	4 その他1年保存を必要と認める文書	
1年未満	事務連絡文書、所掌事務に関する照会・問い合わせその他の	廃棄
	軽微な事項の事務処理に関する行政文書	
無期限	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するもの	
	として継続的に保存すべき行政文書及び行政文書ファイル	

様式第1号(第17条関係)

行政文書ファイル管理簿

作年	成度	分	質記	号	行政文書ファイル名 (歴史公文書指定の有無)	作成者又 は取得者	起算日	保存 期間	保存期間 満 了 日	媒体 種別	保 存場 所	管理者	満了後 の措置	備考

様式第2号(第17条関係)

移管・廃棄簿

作成年度	分類記号		号	行政文書ファイル名 (歴史公文書指定の有無)	起算日	保存 期間	保存期間 満 了 日	媒体 種別	移 管・ 特定保存・ 廃棄の別	移 管 日 特定保存開始日 廃 棄 日	参 考 事 項 (移管先など)

移管・廃棄 担当者	職	氏名			
文書管理者 認	確認日職	年氏名	月	日	

様式第3号(第21条関係)

目 録

作成年度	分類記	号	特定歴史公文書の名称	特定保存開始日	保場	存所	管	理	者	媒体 種別	移管、委託、 廃棄、寄贈、 寄託、その他 参考事項